

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月11日提出
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山辺 僚一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 1 3 号
【事務連絡者氏名】	宮下 容子
【電話番号】	03-3560-5527
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	THE Oベスト・バランス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 100万円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

THEOベスト・バランス・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度の拠出金を運用するための専用ファンドです。取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：100万円を上限とします。

継続申込期間：5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位

（７）【申込期間】

当初申込期間：2021年10月27日から2021年10月28日までとします。

継続申込期間：2021年10月29日から2022年10月31日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

（ ９ ） 【 払込期日 】

当初申込期間

- ・ 取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・ 申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

- ・ 取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・ 申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １０ ） 【 払込取扱場所 】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １１ ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １２ ） 【 その他 】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、主として世界の上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、グロース運用（株式中心）、インカム運用（債券中心）、インフレヘッジ運用（実物資産中心）を行う3つの投資信託に分散投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

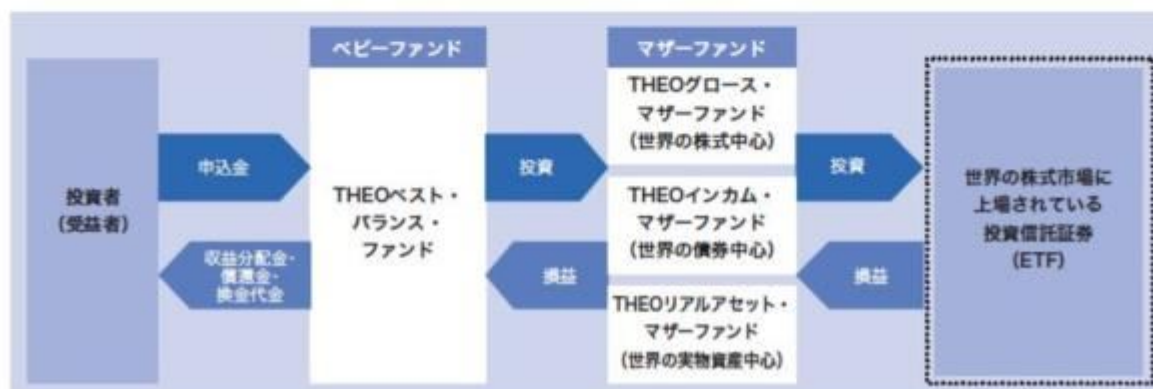
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- i 長期的に高い成長を目指すグロース運用(株式中心)、安定的な高水準のインカムの確保を目指すインカム運用(債券中心)、インフレによる物価変動から資産価値を守ることを目指すインフレヘッジ運用(実物資産中心)を行う3つの投資信託に分散投資を行います。
- ii 資産形成層のお客様の嗜好を統計的に分析した結果をもとに、資産配分を決定します。嗜好の分析においては、リターン選好度、リスク回避度、インカム選好度、インフレ・ヘッジ必要度を考慮します。
- iii AIアシスト機能*により下落リスクが高いと判断される市場においては、組入比率の変更を行い、市場下落の影響を低減することを目指します。
*世界中のニュースやソーシャル・メディアなどのテキスト情報から得られるデータや市場データを活用した機械学習により、市場の下落を事前に予測する機能
- iv 投資信託証券(ETF)等への投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- v 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- vi 運用はファミリーファンド方式で行います。
- vii 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



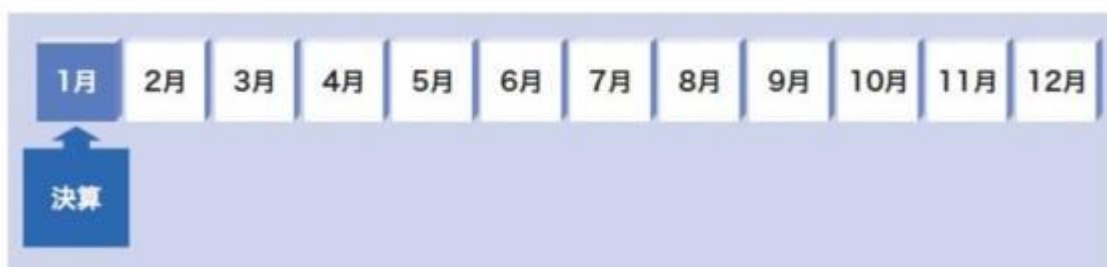
主な投資制限

- ・ THEOグロース・マザーファンド(世界の株式中心)受益証券、THEOインカム・マザーファンド(世界の債券中心)受益証券、THEOリアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)受益証券への投資割合には制限は設けません。
- ・ 投資信託証券(ETF)等への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎年1月31日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

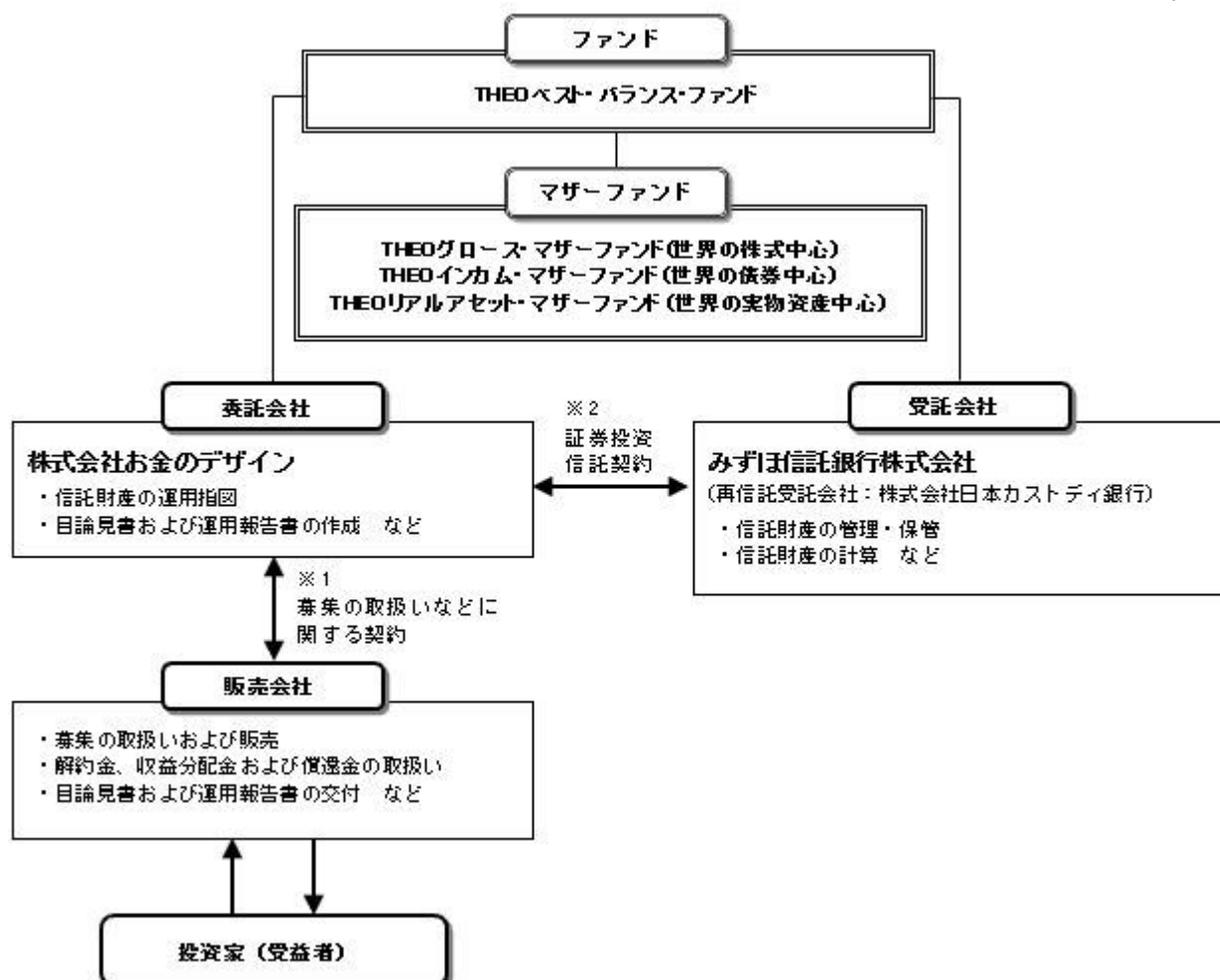
(2) 【ファンドの沿革】

2021年10月29日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2021年7月末現在）

1）資本金

100,000,000円

2）沿革

2013年8月 : 会社設立

2014年9月 : 金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録（関東財務局長（金商）第2796号）

2015年12月 : 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）の登録

2016年11月 : 投資運用業における投資信託委託業務の追加

* 2021年9月1日をもって第一種金融商品取引業を廃止

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋2-5-1	E種優先株式 168,010株	19.46%
谷家 衛	Kowloon, HongKong	普通株式 159,985株 B種優先株式 6,000株	19.22%

UTEC3号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号 東京大学 南研究棟3階	A種優先株式 57,571株 B種優先株式 15,367株	8.45%
シンプレクス・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	X種株式 64,617株	7.48%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

THEOグロース・マザーファンド（世界の株式中心）受益証券、THEOインカム・マザーファンド（世界の債券中心）受益証券、THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）受益証券を通じて、主に世界の投資信託証券（ETF）に実質的に投資を行うことにより、中長期的に安定的なリターンの獲得を目指します。

投資信託証券（ETF）等への投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（２）【投資対象】

< THEOベスト・バランス・ファンド >

THEOグロース・マザーファンド（世界の株式中心）受益証券、THEOインカム・マザーファンド（世界の債券中心）受益証券、THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）受益証券を主要な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）

ハ）金銭債権

ニ）約束手形

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「THEOグロース・マザーファンド（世界の株式中心）」、「THEOインカム・マザーファンド（世界の債券中心）」、「THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証券

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定め

るものをいいます。）

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものならびに14) の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れの指図、有価証券の空売りの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れを行うことができます。

< THEO グロース・マザーファンド（世界の株式中心） >

< THEO インカム・マザーファンド（世界の債券中心） >

< THEO リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心） >

世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF）を主要な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め

るものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りま。

ハ）約束手形

ニ）金銭債権

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として世界の株式市場に上場されている投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証券

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10）コマーシャル・ペーパー

11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）までの証券または証書の性質を有するもの

13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14）投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

17）預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18）外国法人が発行する譲渡性預金証券

19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

20）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの

なお、1）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2）から6）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち2）から6）までの証券の性質を有するものならびに14）の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規

定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １）預金
- ２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３）コール・ローン
- ４）手形割引市場において売買される手形
- ５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れの指図、有価証券の空売りの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

< THEOグロース・マザーファンド（世界の株式中心） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、世界各国の企業の成長性に着目することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF）を主要な投資対象とします。
投資方針	主として世界の投資信託証券（ETF）に投資することにより、リスクの低減を図りつつ、世界中の企業の成長性を享受することを目指します。 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.15%（１口当たり）
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	株式会社お金のデザイン
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< THEOインカム・マザーファンド（世界の債券中心） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、世界各国の債券等の金利水準に着目することにより、安定した収益の確保と投資信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF）を主要な投資対象とします。

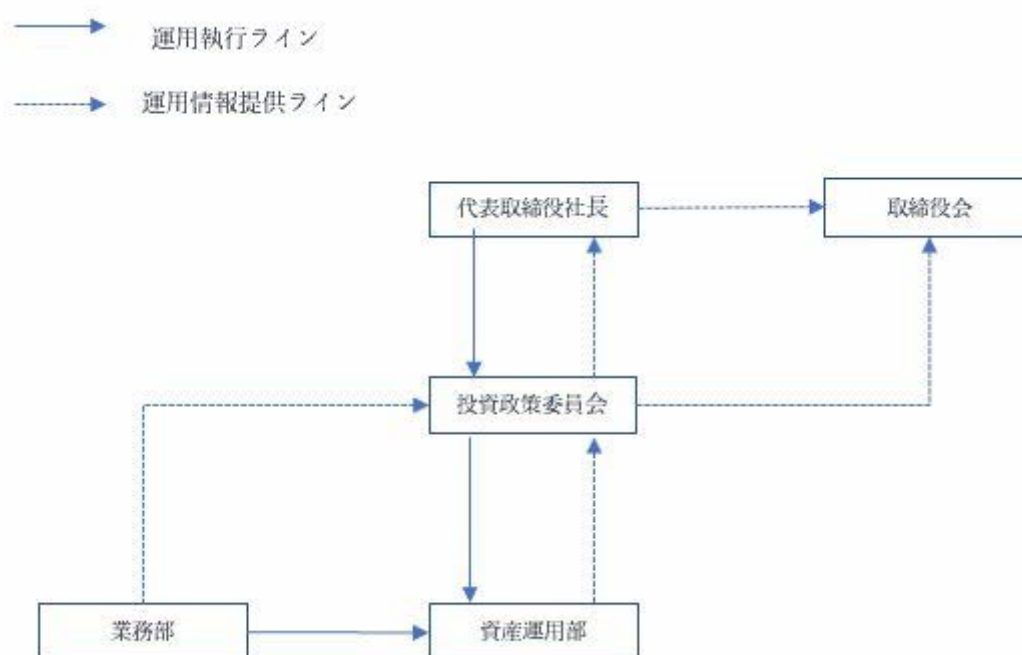
投資方針	主として世界の投資信託証券（ETF）に投資することにより、リスクの低減を図りつつ、世界中の金利を享受することを目指します。 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.1%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	株式会社お金のデザイン
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、世界の実物資産への投資を通じて信託財産の資産価値保全に着目することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主な投資対象	世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF）を主要な投資対象とします。
投資方針	主として世界の投資信託証券（ETF）に投資することにより、リスクの低減を図りつつ、世界の実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを目指します。 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.15%（1口当たり）

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	株式会社お金のデザイン
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】



「投資政策委員会規程」に基づき、COO（最高執行責任者）、資産運用部管掌役員、事業開発部管掌役員、リスク・コンプライアンス部管掌役員、お金のデザイン研究所管掌役員、資産運用部長、事業開発部長、リスク・コンプライアンス部長、業務部長、資産運用に係るアカデミック・アドバイザー及び常勤監査役によって構成される投資政策委員会を設置する。

同委員会は、顧客ポートフォリオの基本方針の決定、運用状況の把握および運用成果の分析を行う機関である。また、投資家に対する忠実義務を果たすべく運用の適正性および業務の健全性・適正性を確保することを目的とする。

資産運用部は、投資政策委員会の決定した運用方針に基づき、運用を実行する。また、運用の実行に必要なマクロ・ミクロの調査分析を行う。さらに、運用状況・結果につき投資政策委員会に報告する。

業務部は、投資信託財産の日々の基準価額の算出を行い、それに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行う。

< 組入れ銘柄の選定基準 >

基本的には、以下の点を検討し、投資対象として上場投資信託（ETF）を厳選する。

国内外証券取引所に上場していること

流動性が高いこと

運用経費の低いこと

< 運用業務・責任内容 >

- 代表取締役社長
 - ・ 適切な運用体制の確保及び監督
- 投資政策委員会
 - ・ 資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定

- ・運用成果の分析
- ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理
- 資産運用部
- ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
- ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
- ・ポートフォリオリスクのモニタリング
- ・ガイドラインを遵守した運用
- 業務部
- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

上記体制は、2021年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年1月31日。決算日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

< THEOベスト・バランス・ファンド >

- １）投資信託証券（ETF）等への実質投資割合には制限を設けません。
 - ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ３）THEOグロース・マザーファンド（世界の株式中心）受益証券、THEOインカム・マザーファンド（世界の債券中心）受益証券、THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）受益証券への投資割合には制限は設けません。
 - ４）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - ５）投資する株式等の範囲
- イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

6) 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額がマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ) イ)において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ホ) 10) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 10) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下10) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下10) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ) イ) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

12) 有価証券の借入れの指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二) イ) の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

13) 有価証券の空売りの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または12)の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができません。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

16) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ) イ)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

17) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< THE0 グロース・マザーファンド（世界の株式中心） >

< THE0 インカム・マザーファンド（世界の債券中心） >

< THE0 リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心） >

- 1) 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- 4) 投資する株式等の範囲

イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当

により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

5) 信用取引の指図範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

6) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

8) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ) 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

ホ) 8) において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ) 8) において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下8)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下8)において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ) イ) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

10) 有価証券の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

11) 有価証券の空売りの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または10)の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約取引の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

14) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の株式を実質的な投資対象とするETF、世界の債券を実質的な投資対象とするETF、世界の実物資産を実質的な投資対象とするETFへの投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

当ファンドでは実質的にETFに投資します。ETFの価格は一般に大きく変動します。有価証券等の市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動による当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

為替リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資するETFに組入れられている有価証券等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、ETFの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却又は取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意事項 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、資金流入から組入ETFの売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

（２）リスク管理体制

投資政策委員会で投資リスク管理を行います。

具体的業務としては資産運用部が以下を管轄します。

- １）ポートフォリオのモニタリング
- ２）運用プロセスのチェック
- ３）運用経過・結果の把握
- ４）組入状況等のチェック
- ５）取引執行能力、運用ガイドラインの把握
- ６）信用リスクおよび取引コスト等のチェック

また、リスク・コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。

リスク・コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断される事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。

上記体制は2021年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2016年8月から2021年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切のリスクについて、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

- ・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.5445%（税抜0.495%）の率を乗じて得た額とします。

この他に、実質的に投資対象とする上場投資信託証券には運用管理等に係る費用がかかりますが、ポートフォリオの運用目的に従い、銘柄入替も行うことから、事前に料率、上限額等を表示することができません。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.5445% （税抜0.495%）	0.26125% （税抜0.2375%）	0.26125% （税抜0.2375%）	0.022% （税抜0.02%）

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が、信託財産より支払われます。法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額が日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

*当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することが出来ません。

委託者は、当該費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の場合

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

確定拠出年金でない場合

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

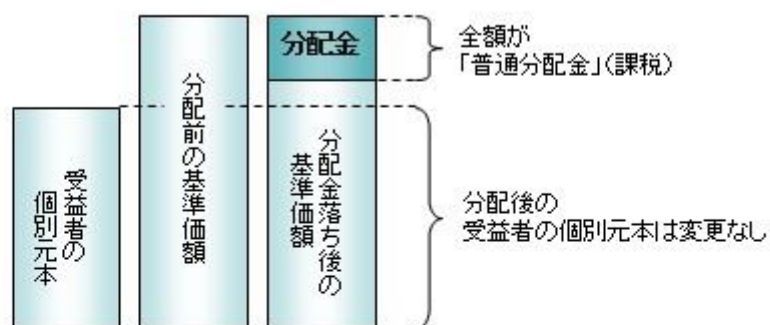
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

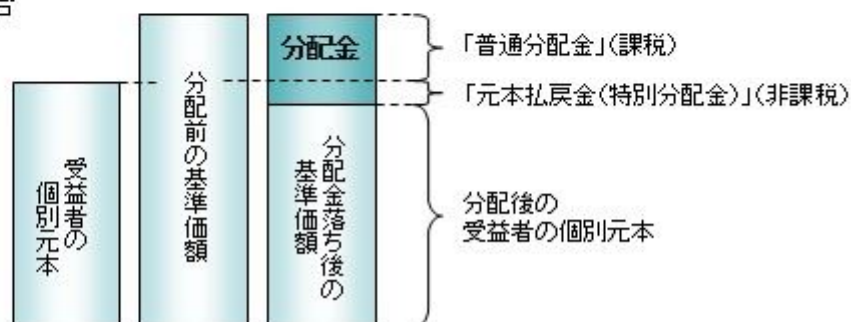
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は2021年7月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2021年10月11日現在

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

●最新の運用の内容等は、委託会社のホームページで開示することを予定しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

- ・確定拠出年金制度の規定に従い、販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度の拠出金を運用するための専用ファンドです。取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者などの運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。
- ・当ファンドは、収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する＜分配金再投資コース＞専用です。

(2) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(3) 取扱時間

当初申込期間

当初申込期間の最終日（2021年10月28日）の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当初申込期間の受付分とします。

継続申込期間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(4) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

1円以上1円単位

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：https://www.money-design.com/

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

上記の手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合を記載しています。

税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

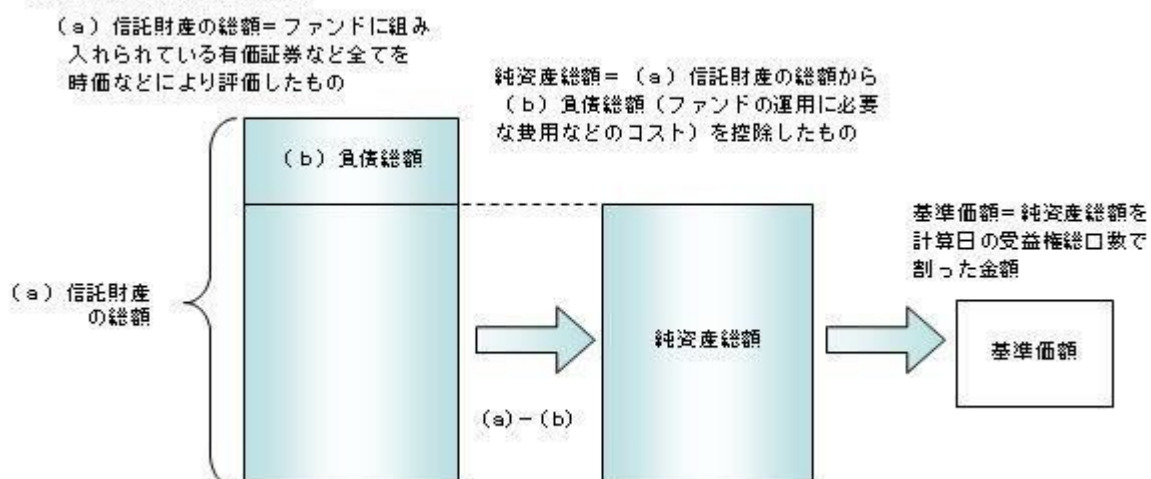
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2021年10月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年2月1日から翌年1月31日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は2021年10月29日から2022年1月31日までとします。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- 2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

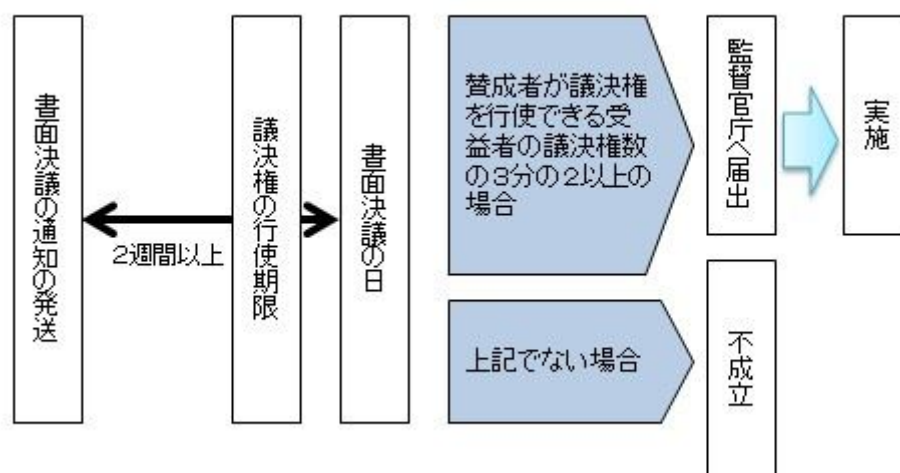
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.money-design.com/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書

（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.money-design.com/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）ファンドの運用は、2021年10月29日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- （２）ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- （３）委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2021年7月末現在	資本金	100,000,000円
	発行可能株式総数	普通株式1,000,000株 A種優先株式100,000株 B種優先株式200,000株 C種優先株式100,000株 D種優先株式100,000株 E種優先株式350,000株 X種株式85,000株
	発行済株式総数	普通株式201,500株 A種優先株式75,125株 B種優先株式154,691株 C種優先株式81,456株 D種優先株式74,972株 E種優先株式191,531株 X種株式84,283株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2016年8月5日	203,485,938円（90,000,000円）
2016年9月16日	493,465,370円（203,485,938円）
2016年11月15日	635,431,762円（493,465,370円）
2016年12月21日	845,422,944円（635,431,762円）
2017年3月11日	100,000,000円（845,422,944円）
2017年7月14日	349,991,362円（100,000,000円）
2017年10月27日	740,232,862円（349,991,362円）
2018年6月29日	3,240,221,662円（740,232,862円）
2018年9月28日	3,590,214,142円（3,240,221,662円）
2019年3月22日	100,000,000円（3,590,214,142円）

（2）会社の意思決定機構（2021年7月末現在）

・株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。また、通常の株主総会に加えて、議案により、種類株主総会（普通株主総会、A種株主総会、B種株主総会、C種優先株主総会、D種株主総会、E種株主総会、X種株式総会、共同株主総会）においても決議が必要とされる場合があります。

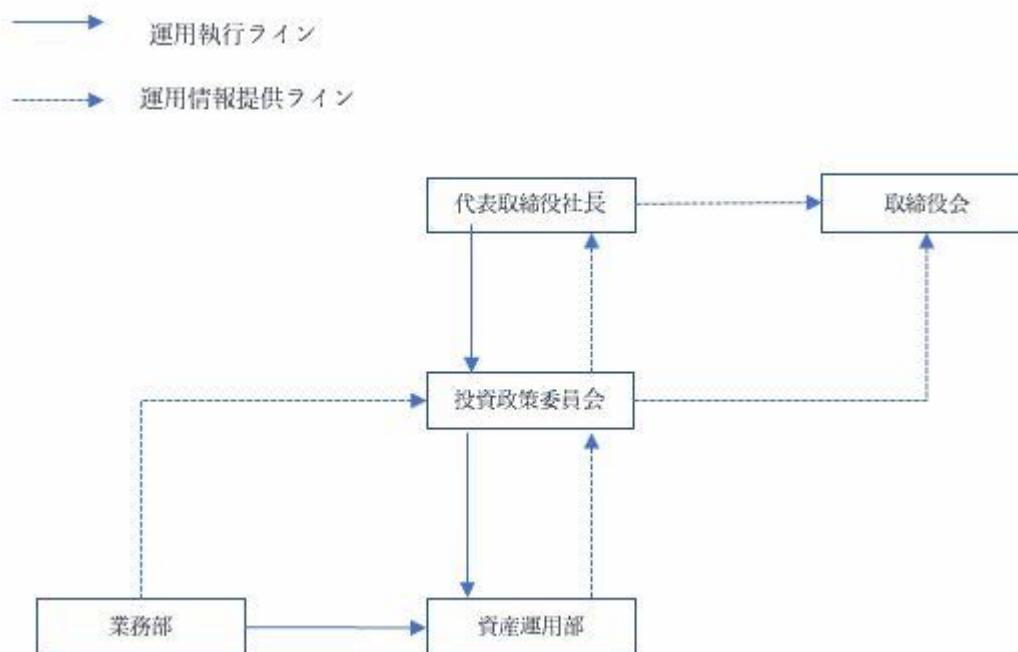
・取締役会

当社業務執行の最高機関としての取締役会は、3名以上の株主総会において選出された取締役で構成されます。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とします。

（3）運用の意思決定プロセス（2021年7月末現在）

運用の意思決定プロセスは以下のとおりです。



< 運用業務・責任内容 >

- 代表取締役社長
 - ・ 適切な運用体制の確保及び監督
- 投資政策委員会
 - ・ 資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定
 - ・ 運用成果の分析
 - ・ 投資リスク管理および法令遵守状況の管理
- 資産運用部
 - ・ 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
 - ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
 - ・ ポートフォリオリスクのモニタリング
 - ・ ガイドラインを遵守した運用
- 業務部
 - ・ 投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業も行なっています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年7月30日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	9	42,702
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	9	42,702

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）及び第8事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

			(単位：千円)	
			前事業年度	当事業年度
			(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
資産の部				
流動資産				
現金・預金			2,776,188	2,170,217
預け金			740,300	970,428
売掛金			10,900	3,608
預託金			1,950,010	2,010,010
未収消費税等			101,095	54,700
その他流動資産	1		210,413	95,590
流動資産計			5,788,908	5,304,555
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備			30,690	23,606
器具・備品			38,756	34,633
減価償却累計額			42,848	42,380
有形固定資産計			26,597	15,859
無形固定資産				
ソフトウェア			175,152	122,768
ソフトウェア仮勘定			50,171	104,649
その他無形固定資産			1,079	1,003
無形固定資産計			226,403	228,420
投資その他の資産				
投資有価証券			39,874	65,935
関係会社株式			2,000	-
敷金			26,075	17,988
その他			4,682	4,412
投資その他の資産合計			72,632	88,335
固定資産計			325,634	332,615

資産合計	6,114,542	5,637,170
------	-----------	-----------

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日現在)	当事業年度 (令和3年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,040,324	1,651,123
短期借入金	2 500,000	400,000
前受金	52,098	223,554
未払金	273,064	270,888
未払法人税等	3,800	4,319
その他流動負債	7,788	10,659
流動負債計	1,877,075	2,560,544
固定負債		
繰延税金負債	-	858
固定負債計	-	858
負債合計	1,877,075	2,561,403
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924	12,023,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,881,186	9,049,854
利益剰余金合計	7,881,186	9,049,854
株主資本合計	4,242,738	3,074,070
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,271	1,697
評価・換算差額等合計	5,271	1,697
純資産合計	4,237,467	3,075,767
負債純資産合計	6,114,542	5,637,170

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--	---------------------------------------	--------------------------------------

営業収益		
運用受託報酬	404,907	580,926
委託者報酬	25,710	125,753
ソフトウェア開発売上高	108,320	865
その他営業収益	19,992	31,689
営業収益計	558,930	739,234
営業費用		
支払手数料	223,510	253,876
広告宣伝費	436,546	304,793
調査費	132,266	110,923
販売促進費	24,414	25,097
委託計算費	43,327	56,395
ソフトウェア開発売上原価	97,092	1,388
営業雑経費	32,543	42,465
通信費	26,390	37,766
諸会費	6,153	4,699
その他営業費用	33,208	12,000
営業費用計	1,022,908	806,939
一般管理費		
給料	439,494	460,583
役員報酬	42,544	61,710
給料手当	396,950	398,872
法定福利費	58,648	54,535
福利厚生費	7,597	3,533
採用教育費	26,468	47,474
業務委託費	327,916	368,255
交際費	3,513	2,723
消耗品費	7,936	6,161
旅費交通費	12,310	5,075
不動産賃借料	38,876	40,978
減価償却費	58,497	64,925
租税公課	2,073	1,271
諸経費	29,226	15,426
一般管理費計	1,012,559	1,070,946
営業損失（ ）	1,476,537	1,138,651
営業外収益		
受取利息	3 1,164	1,231
受取賃貸料	3 3,870	4,769
投資有価証券売却益	853	-
雑収入	3 2,904	2,431
営業外収益計	8,792	8,432
営業外費用		
支払利息	6,166	7,600
投資有価証券売却損	-	487
為替差損	19,874	22,849
雑損失	42,163	1,061
固定資産除却損	23	129
営業外費用計	68,228	32,129
経常損失（ ）	1,535,973	1,162,348
特別損失		
減損損失	4 181,560	-

貸倒損失	5	125,000	-
子会社株式売却損		-	1,999
特別損失計		306,560	1,999
税引前当期純損失（ ）		1,842,533	1,164,348
法人税、住民税及び事業税		3,800	4,319
当期純損失（ ）		1,846,333	1,168,667

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	6,034,852	6,034,852	6,089,071
当期変動額							
当期純損失（　）	-	-	-	-	1,846,333	1,846,333	1,846,333
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,846,333	1,846,333	1,846,333
当期末残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	7,881,186	7,881,186	4,242,738

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	133	133	6,089,205
当期変動額			
当期純損失（ ）	-	-	1,846,333
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,404	5,404	5,404
当期変動額合計	5,404	5,404	1,851,738
当期末残高	5,271	5,271	4,237,467

当事業年度（自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	7,881,186	7,881,186	4,242,738
当期変動額							
当期純損失（　）	-	-	-	-	1,168,667	1,168,667	1,168,667
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,168,667	1,168,667	1,168,667
当期末残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	9,049,854	9,049,854	3,074,070

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,271	5,271	4,237,467
当期変動額			
当期純損失（ ）	-	-	1,168,667
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,968	6,968	6,968
当期変動額合計	6,968	6,968	1,161,699
当期末残高	1,697	1,697	3,075,767

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は先入先出法により算出しております。）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において「営業収益」の「その他営業収益」に含めていた「委託者報酬」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「その他営業収益」に表示していた25,710千円は、「委託者報酬」25,710千円として組み替えております。

（追加情報）

（会社分割による事業の承継）

当社は、令和2年11月30日に、当社の第一種金融商品取引業にかかる事業（以下「証券事業」といいます。）を承継事業とする吸収分割契約を締結し、その後、令和3年1月18日開催の株主総会および各種種類株主総会において、当該吸収分割に関する承認決議を行いました。

1. 会社分割の目的

当社は、パートナーシップ戦略を主軸にビジネスモデルの再構築、デジタル・ウェルスマネジメントへの集中及び資本効率の改善を実現するための継続的な検討を経て、証券事業を譲渡することが最適との判断に至りました。

そのうえで、THEO + docomo提携先である株式会社NTTドコモと協議を行った結果、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を加えた3社の協働体制を目指す取組みを発足させました。3社がそれぞれの強みを活かした新たなサービスであるTHEO + docomo for SMBC日興証券（仮称）のリリースに向けて、顧

客口座の管理をはじめとする証券事業全般をSMBC日興証券が担当し、dポイント投資サービスや口座開設の媒介といった幅広いユーザーへのアプローチは株式会社NTTドコモが担った上で、投資一任契約に基づくロボアドバイザー運用は当社が継続して行うことで合意しました。これらの取組みの一環で、口座管理の集約によるコスト・資本の効率化を図るため、SMBC日興証券に証券事業を承継させる吸収分割契約を締結しました。

2. 証券事業に係る会社分割の要旨

（1）会社分割の日程

分割契約締結	令和2年11月30日
分割承認株主総会	令和3年1月18日
分割予定日（効力発生日）	令和3年8月1日

（2）分割方式

当社を吸収分割会社、SMBC日興証券を吸収分割承継会社とし、承継事業の代わりに金銭を交付する吸収分割です。

（3）分割に係る割当ての内容

本分割による株式の割当は行われません。

（4）分割対価の算定根拠等

本分割の対価として交付する金銭の金額は、効力発生日時点の顧客口座数に基づいて計算されます。ただし、分割対価額は14.2億円を上回らず、かつ11.1億円を下回らないものとされております。

（5）承継会社が承継する権利義務の内容

SMBC日興証券は、本分割の効力発生日時点において、当社と顧客の間で締結された証券口座契約約款等に基づく契約、ならびに当該契約により開設された顧客口座に関する一切の資産、負債及び債務（以下「承継資産・負債」といいます。）を承継いたします。貸借対照表に計上されている承継資産・負債は、主として顧客からの預り金や資金決済・証券決済に付随して発生する経過勘定です。なお、当該契約の承継に伴い、SMBC日興証券へ移管される顧客預り資産の大半を占める預り有価証券は、要求される財務報告の枠組みに則り当社の貸借対照表に計上されております。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する資産及び負債

（単位：千円）

	前事業年度 （令和2年3月31日現在）	当事業年度 （令和3年3月31日現在）
その他流動資産	364	-

2 当座貸越契約

（単位：千円）

	前事業年度 （令和2年3月31日現在）	当事業年度 （令和3年3月31日現在）
当座貸越極度額の総額	1,000,000	1,000,000
借入実行残高	100,000	-
差引額	900,000	1,000,000

（損益計算書関係）

3 関係会社に対する営業外収益

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	当事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
受取利息	246	-
受取転貸料	2,040	1,360

業務受託料	2,040	680
-------	-------	-----

4 減損損失

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	保険商品の窓販システム	自社利用ソフトウェア	118,043
東京都港区	ポイント投資のAPI連携等システム	自社利用ソフトウェア	63,516
合計			181,560

当社は、提供するサービスを基準にグルーピングを行っております。保険商品の窓販システムについては当初計画よりもサービス提供先との連携が遅延しており、収益性が低下したため、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来の収益獲得が不透明となったため、ゼロとして評価しております。ポイント投資のAPI連携等システムについてはサービス提供先が限定的となる見込みとなり、収益性が低下したため、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来の収益獲得が不透明となったため、ゼロとして評価しております。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

5 貸倒損失

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

株式会社400Fに対する貸付金のうち、回収不能額125,000千円を貸倒損失として計上しております。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	43,976	1,400	4,046	41,330	-
合計		46,976	1,400	4,046	44,330	-

（注）当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第4回新株予約権の失効による減少

346株

第15回新株予約権の失効による減少	200株
第16回新株予約権の失効による減少	500株
第21回新株予約権の失効による減少	2,500株
第23回新株予約権の発行による増加	800株
第24回新株予約権の発行による増加	600株
第24回新株予約権の失効による減少	500株

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	41,330	-	21,500	19,830	-
合計		44,330	-	21,500	22,830	-

（注）当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第3回新株予約権の失効による減少	7,000株
第5回新株予約権の失効による減少	4,500株
第7回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	100株
第15回新株予約権の失効による減少	100株
第21回新株予約権の失効による減少	5,300株
第22回新株予約権の失効による減少	1,000株
第23回新株予約権の失効による減少	500株

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、社債の発行はありません。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

安全性の高い銀行預金及び証券会社への預け金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

その他、金融商品取引法の規定に基づき、顧客からの預り金等について自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

預託金は、顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法の規定に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）を参照ください。）。

前事業年度（令和２年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	2,776,188	2,776,188	-
(2) 預け金	740,300	740,300	-
(3) 売掛金	10,900	10,900	-
(4) 預託金	1,950,010	1,950,010	-
(5) 投資有価証券	17,846	17,846	-
資産計	5,495,245	5,495,245	-
負債			
(1) 預り金	1,040,324	1,040,324	-
(2) 短期借入金	500,000	500,000	-
(3) 未払金	273,064	273,064	-
負債計	1,813,388	1,813,388	-

当事業年度（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
--	--------------	----	----

資産			
(1) 現金・預金	2,170,217	2,170,217	-
(2) 預け金	970,428	970,428	-
(3) 売掛金	3,608	3,608	-
(4) 預託金	2,010,010	2,010,010	-
(5) 投資有価証券	22,719	22,719	-
資産計	5,176,983	5,176,983	-
負債			
(1) 預り金	1,651,123	1,651,123	-
(2) 短期借入金	400,000	400,000	-
(3) 未払金	270,888	270,888	-
負債計	2,322,011	2,322,011	-

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預け金、(3) 売掛金及び(4) 預託金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場投資信託については、取引所の価格によっております。また、その他の投資信託については、公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 預り金、(2) 短期借入金及び(3) 未払金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (令和２年３月31日現在)	当事業年度 (令和３年３月31日現在)
投資有価証券	22,027	43,215
関係会社株式	2,000	-
敷金	26,075	17,988
合計	50,102	61,203

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(令和２年３月31日現在)

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	2,776,188	-	-	-
預け金	740,300	-	-	-
売掛金	10,900	-	-	-
預託金	1,950,010	-	-	-
合計	5,477,398	-	-	-

（注）満期のある有価証券は保有しておりません。

当事業年度(令和３年３月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,170,217	-	-	-
預け金	970,428	-	-	-
売掛金	3,608	-	-	-
預託金	2,010,010	-	-	-
合計	5,154,263	-	-	-

（注）満期のある有価証券は保有しておりません。

（注４）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(令和２年３月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	400,000	-	-	-	-	-
合計	400,000	-	-	-	-	-

（注）長期借入金については1年以内に返済期限が到来するため、貸借対照表上では短期借入金に含めて記載しております。

当事業年度(令和３年３月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度(令和２年３月31日現在)

関係会社株式（貸借対照表計上額 2,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(令和３年３月31日現在)

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前事業年度(令和２年３月31日現在)

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	3,808	4,025	217
小計		3,808	4,025	217
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	17,218	13,821	3,397
小計		17,218	13,821	3,397
合計		21,026	17,846	3,179

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。

（（金融商品関係）２．金融商品の時価等に関する事項(注２)に記載の通りであります。）

当事業年度(令和３年３月31日現在)

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
----	----	------	--------------	----

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,217	17,590	2,373
小計		15,217	17,590	2,373
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	5,322	5,128	193
小計		5,322	5,128	193
合計		20,539	22,719	2,180

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。

（（金融商品関係）2．金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載の通りであります。）

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・ オプション	第3回ストック・ オプション	第5回ストック・ オプション	第6回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 1名	当社顧問 1名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 2名	当社顧問 1名 当社従業員 2名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式6,000株 （注）1	普通株式10,000株	普通株式13,284株	普通株式3,992株
付与日	平成25年12月1日	平成27年2月27日	平成27年7月29日	平成27年11月5日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。
権利行使期間	自平成27年12月2日 至令和5年12月1日	自平成29年2月28日 至令和7年2月27日	自平成29年7月30日 至令和7年7月29日	自平成29年11月5日 至令和7年11月5日

	第7回ストック・ オプション	第13回ストック・ オプション	第14回ストック・ オプション	第15回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社従業員 1名	当社従業員 3名	当社従業員 3名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式4,000株	普通株式150株	普通株式450株	普通株式400株
付与日	平成28年3月10日	平成29年2月9日	平成29年4月12日	平成29年5月15日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。
権利行使期間	自平成28年3月10日 至令和8年3月10日	自平成29年2月9日 至令和9年2月8日	自平成29年4月12日 至令和9年4月11日	自平成29年5月15日 至令和9年5月14日

	第18 回ストック・オプション	第21 回ストック・オプション	第22 回ストック・オプション	第23 回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1 名	当社取締役 1 名 当社従業員 40名	当社従業員 2 名	当社従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式300株	普通株式19,400株	普通株式1,000株	普通株式800株
付与日	平成30年 3 月14日	平成30年11月12日	平成31年 1 月17日	令和 1 年 5 月16日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成30年 3 月14日 至令和10年 3 月13日	自平成30年11月12日 至令和10年11月11日	自平成31年 1 月17日 至令和11年 1 月16日	自令和 1 年 5 月16日 至令和11年 5 月15日

	第24 回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式600株
付与日	令和 1 年11月14日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自令和 1 年11月14日 至令和11年11月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年 3 月25日付株式分割（1 株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (1) 対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。

(2) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（令和 3 年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第 1 回ストック・オプション（注）	第 3 回ストック・オプション	第 5 回ストック・オプション	第 6 回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	6,000	10,000	5,884	346
付与	-	-	-	-
失効	-	7,000	4,500	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	6,000	3,000	1,384	346
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-

未行使残	-	-	-	-
------	---	---	---	---

	第7回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	3,000	150	250	100
付与	-	-	-	-
失効	3,000	-	100	100
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	150	150	-
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション	第23回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	300	13,400	1,000	800
付与	-	-	-	-
失効	-	5,300	1,000	500
権利確定	-	-	-	-
未確定残	300	8,100	-	300
権利確定後（株）	-		-	
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第24回ストック・オプション
権利確定前（株）	
前事業年度末	100
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	100
権利確定後（株）	-
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
--	---------------	---------------	---------------	---------------

権利行使価格（円）	700	6,948	10,122	10,122
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価	-	-	-	-

	第7回ストック・ オプション	第13回ストック・ オプション	第14回ストック・ オプション	第15回ストック・ オプション
権利行使価格（円）	10,122	18,548	18,548	18,548
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価	-	-	-	-

	第18回ストック・ オプション	第21回ストック・ オプション	第22回ストック・ オプション	第23回ストック・ オプション
権利行使価格（円）	20,099	29,760	29,760	29,760
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価	-	-	-	-

	第24回ストック・ オプション
権利行使価格（円）	29,760
行使時平均株価（円）	-
付与日における 公正な評価単価	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

283,031千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

前事業年度

（令和2年3月31日現在）

当事業年度

（令和3年3月31日現在）

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）	2,008,521	2,405,878
減損損失	61,675	46,081
貸倒損失	42,462	41,975
その他有価証券評価差額金	1,790	-
その他	1,348	5,848
繰延税金資産小計	2,115,798	2,499,784
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,008,521	2,405,878
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	107,277	93,905
評価性引当額小計	2,115,798	2,499,784
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	858
繰延税金負債合計	-	858
繰延税金負債の純額	-	858

（注） 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和2年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	-	2,008,521	2,008,521
評価性引当額	-	-	-	-	-	2,008,521	2,008,521
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金（1）	-	-	-	-	438,648	1,967,230	2,405,878
評価性引当額	-	-	-	-	438,648	1,967,230	2,405,878
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、従来「投資運用業」と「その他」に区分しておりましたが、当事業年度より、「投資運用業」の単一セグメントとしています。

この変更は、「その他」の営業収益、利益及び資産の重要性が乏しくなったこと、また当社の事業展開、経営資源の配分、経営管理体制等の実態を踏まえ、報告セグメントを再考した結果、報告セグメントは単一セグメントとするのが適切であると判断したことによるものであります。

この変更により、当社の報告セグメントは単一セグメントとなることから、前事業年度及び当事業年度のセグメント情報の記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

相手先	営業収益
株式会社新生銀行	69,000

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、投資運用業を単一のセグメントとしているため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項はございません。

（２）子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式 会社 400F	東京都 港区	2,000 千円	ソフトウェア サービスの 企画・開発 及び メンテナンス業	所有直接 100%	役員の 兼任 業務受託	資金の貸付	125,000	破産更生 債権等	125,000
							利息の授受	246		
							費用の立替	73,769	立替金	364
							受取転貸料	2,040		
							業務受託料	2,040		

（注）1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。

（３）役員及び個人主要株主等

該当事項はございません。

当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（１）親会社及び法人主要株主等

該当事項はございません。

（２）子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式 会社 400F	東京都 港区	2,000 千円	ソフトウェア サービスの 企画・開発 及び メンテナンス業	所有直接 100%	役員の 兼任 業務受託	資金の貸付	125,000	破産更生 債権等	125,000
							費用の立替	37,533		
							受取転貸料	1,360	立替金	35,814
							業務受託料	680		

（注）1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。

4. 株式会社400Fは2020年8月に子会社でなくなったため、関連当事者ではなくなっております。そのため取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合については2020年7月31日時点の割合を記載しております。

（３）役員及び個人主要株主等

該当事項はございません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日)	当事業年度 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)
１株当たり純資産額	0.00円	0.00円
１株当たり当期純損失金額	2,138.05円	1,353.31円

（注１）潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（注２）１株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和２年３月31日現在)	当事業年度 (令和３年３月31日現在)
純資産の部の合計額（千円）	4,237,467	3,075,767
純資産の部から控除する金額（千円）	4,237,467	3,075,767
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	-	-
うちD種優先株式	-	-
うちE種優先株式	4,237,467	3,075,767
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	-	-
１株当たりの純資産額の算定に用いられた 普通株式数	863,558 株	863,558 株

（注３）１株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成31年４月１日 至 令和２年３月31日)	当事業年度 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)
当期純損失（千円）	1,846,333	1,168,667
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失金額（千円）	1,846,333	1,168,667
期中平均株式数	863,558株	863,558株
うち普通株式	201,500株	201,500株
うちA種優先株式	75,125株	75,125株
うちB種優先株式	154,691株	154,691株
うちC種優先株式	81,456株	81,456株
うちD種優先株式	74,972株	74,972株
うちE種優先株式	191,531株	191,531株
うちX種株式	84,283株	84,283株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後１株当たり当期純損失金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	新株予約権16種類（新株予約 権の数48,376個）。	新株予約権14種類（新株予約 権の数44,330個）。

（注４）当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、１株当たり当期純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、１株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ

がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ） 、（ 5 ）において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（ 3 ） 、（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

（４）有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（５）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（６）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

（７）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

（８）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月25日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（追加情報）に記載されているとおり、会社は、令和2年11月30日に、第一種金融商品取引業にかかる事業を承継事業とする吸収分割契約を締結し、その後、令和3年1月18日開催の株主総会および各種種類株主総会において、当該吸収分割に関する承認決議を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。